

# 電波監理審議会（第1154回）議事録

## 1 日時

令和8年3月11日（水）15：00～17：23

## 2 場所

Web会議による開催

## 3 出席者（敬称略）

### (1) 電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、西村 暢史、  
矢嶋 雅子

### (2) 審理官

古賀 康之、三村 義幸

### (3) 総務省

（情報流通行政局）

豊嶋 基暢（情報流通行政局長）、近藤 玲子（大臣官房審議官）、  
井田 俊輔（総務課長）、佐伯 宜昭（放送政策課長）、  
西村 邦太（放送政策課企画官）、根本 朋生（放送技術課長）、  
坂入 倫之（放送業務課長）

（総合通信基盤局）

湯本 博信（総合通信基盤局長）、翁長 久（電波部長）、  
飯倉 主税（総務課長）、小川 裕之（電波政策課長）、  
山野 哲也（基幹・衛星移動通信課長）、宮澤 茂樹（重要無線室長）、  
五十嵐 大和（移動通信課長）、  
影井 敬義（新世代移動通信システム推進室長）、  
佐藤 輝彦（移動通信企画官）、向井 ちほみ（電波環境課長）

(4) 幹事

松下 文宣（総合通信基盤局総務課課長補佐）（電波監理審議会幹事）

柏崎 幹夫（総合通信基盤局総務課課長補佐）（有効利用評価部会幹事）

#### 4 目次

(1) 開 会	1
(2) 諮問事項（情報流通行政局・総合通信基盤局）	
① 日本放送協会に対する令和8年度国際放送等実施要請（諮問第10号）	1
② 基幹放送普及計画の一部を変更する告示案（「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会取りまとめ」を踏まえた制度整備）（諮問第11号）	3
③ 日本放送協会及び放送サービス高度化推進協会所属の基幹放送局における電気通信設備の運用に係る業務管理体制等の変更申請（基幹放送局における電気通信設備の変更及び新たな業務委託の開始）（諮問第12号）	11
④ 自動運転支援のためのV2X通信システム導入に向けた5.9GHz帯の周波数変更に係る特定周波数変更対策業務を実施する指定周波数変更対策機関の指定（諮問第18号）	15
⑤ 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（高周波利用設備の技術基準等の改正）（諮問第13号）	18
⑥ 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案（800MHz帯広帯域小電力無線システム及び三次元測位システムの導入に係る制度整備）（諮問第14号）	24
⑦ 周波数割当計画の一部を変更する告示案（800MHz帯広帯域小電力無線システム及び三次元測位システムの導入に係る制度整備）（諮問第15号）	24
⑧ 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（920MHz帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用等に係る制度整備）（諮問第16号）	29

⑨ 周波数割当計画の一部を変更する告示案（920MHz帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用等に係る制度整備）（諮問第17号）…	29
（3）報告事項（総合通信基盤局）	
① 令和7年度電波の利用状況調査（第3号調査：各種無線システム（714MHz超）の調査）…	34
② 令和7年度電波の利用状況調査（第2号調査：公共業務用無線局の調査）…	34
③ 26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争の参加申請の受付開始…	34
（4）審議事項（有効利用評価部会）	
① 令和7年度携帯電話及び全国BWA等に係る電波の有効利用の程度の評価結果案…	38
② 有効利用評価方針改定案…	44
（5）議決事項	
電波監理審議会決定第1号の改正（案）…	56
（6）閉 会…	57

# 開 会

○笹瀬会長 それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。本日の3月期会議につきましては、委員各位のスケジュールの状況を踏まえまして、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づき、委員全員がウェブによる参加とさせていただきます。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、議決事項1件、諮問事項9件、報告事項3件、審議事項2件となっております。

それでは、議事を開始いたしますので、情報流通行政局の職員の方に入室するよう、御連絡よろしくお願いたします。

(情報流通行政局職員入室)

## 諮問事項 (情報流通行政局)

(1) 日本放送協会に対する令和8年度国際放送等実施要請 (諮問第10号)

○笹瀬会長 それでは、議事を開始いたします。

諮問第10号「日本放送協会に対する令和8年度国際放送等実施要請」につきまして、西村放送政策課企画官から御説明をよろしくお願いたします。

○西村放送政策課企画官 放送政策課の西村です。諮問第10号「日本放送協会に対する令和8年度国際放送等実施要請」についてでございます。

資料の1、諮問の概要でございますが、NHKの自主的な国際放送等に加えて、放送法に基づき、総務大臣はNHKに対して、放送区域や放送事項等の必

要な事項を指定し、その実施を要請することができることとされております。令和8年度においても、要請を行うことにつき、諮問をさせていただくものです。

これまでの要請につきましては、ラジオ国際放送とテレビ国際放送に分けて要請を行っており、ラジオ国際放送については昭和26年度から、テレビ国際放送については平成19年度から行っております。令和7年度に放送番組の配信業務を必須業務化したことに伴いまして、これら放送の放送番組の配信については、令和7年度から要請を実施しております。

2の実施要請の目的ですが、我が国の文化、産業等の事情を海外へ紹介し、我が国に対する正しい理解を培うことによって、国際親善の増進、海外との経済交流の発展等を図ること等を目的としてございます。

3の要請の概要でございますが、放送法65条に基づきまして、放送区域や放送事項等の必要な事項を指定して要請することができることとされております。例えば、放送事項といたしまして、邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項等に限定され、協会の放送番組の編集の自由に配慮した放送事項項目となっております。また、この要請放送の実施に要する費用につきましては、放送法67条の規定によりまして国が負担することとされております。

2ページ目、(3)に記載のとおり、令和8年度政府予算案として、ラジオ約9億円、テレビ約26.9億円、合計約35.9億円を計上してございます。

3ページ目、ラジオ国際放送等の実施要請書についてです。7年度と8年度の比較表になってございます。8年度の要請内容につきましては、7年度と同様の内容となっております。

4ページ目、テレビ国際放送の要請内容です。7年度からの変更箇所、3の(6)について、2025年日本国際博覧会及び第25回夏季東京デフリンピック競技大会が閉会したことから、これに関連する記載を削除しております。

その他記載については、7年度と同様でございます。

私からは以上です。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御意見、御質問よろしくお願いいたします。順番にお伺いしていきます。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。適切な内容だと思います。同意をいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 私も適切だと思います。同意いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 適切な要請であると判断いたします。同意いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も同じく同意いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

私もこの点はこれでいいと思います。同意いたします。

以上です。

ほかに追加の御意見はよろしいでしょうか。

それでは、諮問第10号は、諮問のとおり要請することが適当である旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○西村放送政策課企画官 ありがとうございます。

(2) 基幹放送普及計画の一部を変更する告示案（「放送事業者におけるガバナ

ンス確保に関する検討会取りまとめ」を踏まえた制度整備）（諮問第11号）

○笹瀬会長 それでは、続きまして、諮問第11号「基幹放送普及計画の一部を変更する告示案（「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会取りまとめ」を踏まえた制度整備）」につきまして、坂入放送業務課長から御説明をどうぞよろしくお願いいたします。

○坂入放送業務課長 放送業務課の坂入でございます。よろしくお願いいたします。諮問第11号について御説明をいたします。

説明資料の2ページをお開きいただければと存じます。放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会の取りまとめの概要について御説明いたします。

昨年6月から本年1月まで計8回の会合が開催されまして、1月21日に公表された取りまとめでございます。放送事業者が「放送に携わる者の職責」を現代的にアップデートし続け、放送が今後とも社会的役割を果たし続けることができるよう、ガバナンス確保に関する取組として、基本的な考え方及び具体的内容について提言がなされております。

まず、基本的な考え方ですが、取組の目的・対象として、「放送は、時代の変化に応じ、国民の知る権利に奉仕し続けることが必要。このためには、放送事業者の信頼性・事業の継続性の確保が必要。放送事業者は、一般の株式会社に求められるガバナンスの確保は前提として、人権尊重・コンプライアンス確保を中心とした取組を不断に実施。このうち、芸能事務所・番組出演者に関するものは、放送業界全体として取り組み、さらに新たな事業への展開等、放送の将来像を念頭に置いた前向きな取組を進め、放送の社会的価値の一層の発揮を図ることが重要。」というふうに整理されております。

次に、右側の取組の方針ですが、「ガバナンス確保は、一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進という前提の下で、まずは事業主体である各放

送事業者が推進。加えて、業界団体は、放送業界全体としての信頼性を確保するために積極的に役割を遂行。行政としても、自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならない範囲で、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当。」と整理をされたところでございます。

次に、下の具体的内容に移っていただきまして、左側、放送事業者・業界団体の取組については、事案の未然防止（平時の取組）として、「各放送事業者はガバナンス確保のための体制整備を実施。業界団体は、業界全体を底上げし信頼性を確保するため、ガバナンス確保のための指針を策定。放送事業者は、指針の取組状況を自ら定期的に評価し、結果を公表。業界団体は、放送事業者の取組状況や評価の取りまとめ・確認、ベストプラクティスの共有、助言等を実施。自己評価に客観性を担保するため、第三者の意見を聴き、その結果を反映する仕組みが必要。」というふうに提言されております。また、事案発生後の対応としては、「事案の発生した放送事業者が自ら対応するとともに、業界団体も対応」というふうにされております。

次に右側、行政の役割でございまして、事案の未然防止（平時の取組）として、「基幹放送普及計画を通じて、ガバナンス確保を促し、放送事業者による自発的な体制整備を確認することを検討。」と提言されております。また、事案の発生後の対応としては2つのことを検討することが提言されております。矢印のところを御覧いただきますと、1つ目が「経理的基礎が脅かされるおそれのある重大な事案の場合における、適時に一定の基準に基づく報告の手続を設けること」、2つ目が「特に必要な場合には、免許時に条件を付すこと。例として、経理的基礎が脅かされている状況の解消に必要な措置の報告や実行を求める」というふうにされてございます。

最後に、一番下のところでありますが、フォローアップとして、外部からのチェック機能が働くよう、官民が連携してフォローアップする仕組みを整備す

ることが提言されております。

続きまして、3ページをお開きください。業界団体の取組の概要でございます。上の枠囲みにありますとおり、民放連におかれては「ガバナンス対応特別プロジェクト」を設置して検討が進められ、1月22日、民間放送ガバナンス指針を制定するとともに、ガバナンス検証審議会を4月1日付で設置することを決定しているというふうに承知をしております。

続きまして、4ページをお開きください。制度改正等の全体像の概要でございます。

まず、1の事案の未然防止に関しまして、ガバナンス検討会取りまとめでは、基幹放送普及計画を通じて、ガバナンス確保を促し、放送事業者による自発的な体制整備を確認することを検討というふうにされておりました。これを受けまして、今般の制度改正案は、免許の審査基準の一部である基幹放送普及計画及び放送法関係審査基準を改正しまして、ここに書かれております(1)から(3)の事項を免許審査で確認することとするものでございます。検討会取りまとめにおいて、放送事業者の個別具体的なガバナンス体制の介入にならないよう慎重に検討することに留意すべきとされていたことを踏まえ、実務上は各放送事業者が民間放送ガバナンス指針に沿った取組を行っているかどうかを確認するということを想定しております。この改正については、事業者における準備期間が必要であることから、施行日は令和9年4月1日としております。この部分が諮問事項となります。

次に、諮問事項ではございませんが、2の事案発生後の対応について御説明いたします。ガバナンス検討会取りまとめでは、経理的基礎が脅かされるおそれのある重大な事案の場合における、適時に一定の基準に基づく報告の手続を設けることについて検討とされておりました。これを受けまして、今般の制度改正案は、電波法施行規則・放送法施行規則を改正しまして、経理的基礎が基

幹放送の業務等の維持に支障を来すおそれがある特別の事情が生じたときは、遅滞なく、報告する手続を設けることとするものでございます。

なお、ガバナンス検討会取りまとめにおいて検討事項とされておりました免許時の条件に関しまして補足いたします。現行電波法第104条の2第1項におきまして、免許には条件を付すことができるというふうに規定されておきまして、現在でも制度上は条件を付すことが可能であることから、実際に事案が発生した場合に条件を付すかどうかについて検討がなされるというふうに考えております。

続きまして、5ページをお開きください。基幹放送普及計画の改正案でございます。第1の基本的事項と、それから第2の「基幹放送普及計画に適合すること」への適合のそれぞれに、地上基幹放送の業務の適正を確保するために必要な体制の整備をその経営の規模その他の事情に応じ、十分に行っていることを追加する改正となります。具体的に確認する事項は、放送法関係審査基準において定めることとしております。

続きまして、8ページまで飛んでいただきまして、制度改正案について意見募集を行った結果でございます。全部で48件の御意見が寄せられました。そのうち、主なものについて御説明をいたします。

9ページをお開きください。日本テレビ等からの御意見で、総務省は、まずは事業者・業界による自主自律に基づく取組を見守るべきという御意見がございました。右側に総務省の考え方を記載しておりますけれども、ガバナンス検討会の取りまとめの趣旨は、総務省が事業者・業界の取組を見守るだけではなく、速やかな制度改正等の措置を講じることを求めているものであると理解しているというふうにしております。

それから、下の段、フジテレビ等からの御意見でございます。行政の役割や関与の範囲を可能な限り具体的に明示し、番組内容への介入やその他恣意的な

運用につながらないように限定すべきという意見でございました。総務省の考え方としては、自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならない範囲で、放送事業者の健全な事業の継続性を確保することが重要というふうにしております。

10ページにお進みください。上の段、民放連からの御意見でございますが、免許審査の際に確認する3点は、行政が個別具体的なガバナンス体制に介入しない仕組みだと認識しているという御意見でございました。総務省の考え方としては、個別具体的なガバナンス体制を確認することは想定していないというふうにしております。

それから、下の段、鹿児島讀売テレビ等からの御意見で、基幹放送普及計画や放送法関係審査基準の改訂案について、免許審査時の要件とすることは適当ではないという御意見がございました。総務省の考え方としては、事業者・業界の取組を基本としつつ、免許審査で放送事業者のガバナンス体制の整備状況を確認することにより、ガバナンス確保を促進する必要があるというふうにしております。また、個別具体的なガバナンス体制を確認することは想定していないと上と同様の考え方も示しております。

本件に関する説明は以上となります。御審議のほど、どうぞよろしく願い申し上げます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質疑、御意見どうぞよろしく願いいたします。これも順番にお伺いしていきます。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。内容には同意いたします。

1点だけコメントということで申し上げます。放送内容との絡みで自主自律ということがいろんなところに出てくるわけでありましてけれども、基本的にガ

バランスやコンプライアンスというのは社会的存在としての企業の根本のものであって、ある意味、放送内容云々とはレベルの違う話だというふうにも私は感じています。この中でも自主自律ということではいろいろ規定されるわけですが、裏返して言うと、各社が極めて重たい責任をそれぞれで負っているということ、業界全体としてしっかり認識した上で取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

何か総務省からコメントございますか。

○坂入放送業務課長 先生からのコメント、どうもありがとうございました。

民放連におきましても定款を改正しまして、業界全体のガバナンス確保を民放連の役割というふうに位置づけるというようなことを行っておりますので、業界団体としてもその点はしっかり認識していただいていると思いますが、今いただいた御意見も踏まえまして、今後も官民連携で進めるフォローアップの仕組み等を運営していきたいと考えております。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 大久保委員がとてもよくまとめて意見を言っていたなと思って、私も先ほどの御意見に賛成です。

放送業界の皆さんはこれからもずっと頑張っていっていただきたいと思っていますので、それを守るためにも、御自分たちでぜひきちんと自律していただきたいと思いますというふうに思っていることを、感想としてお伝えいたします。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 西村です。今回の諮問第11号には賛同いたします。

その上で、やはり現行の放送法の中ではぎりぎりのバランスを取った形での確認、フォローアップという制度だと理解しております。その点は関係各社、それから関係者一同、十分理解した上で、放送法の目的、趣旨に照らした行動を実際にとっていただければと考えております。

以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も諮問第11号には賛同いたします。

既に各委員からコメントがあるところですが、本来、このような改正を行わずとも、そもそも各企業体におきましては適正なガバナンスの確保が求められているところ、自律的な活動においてきちんと基準を満たすような体制の確保が危ぶまれていたということから、今回の諮問事項になっていると理解しております。このようなどころまで改正をしなければ確保ができないというふうに思いたくないところがございますので、各放送事業者においては、今回の改正を単に自分たちの自律に任せろというように述べるだけではなく、この事態を重く受け止め、真剣に適正なガバナンスの体制確保に取り組んでいただきたいと心から思っております。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私もこの諮問でいいと思います。やはりガバナンスがしっかりできるように、同じようなことがまた起こらないように、うまく調整いただきたいと思います。どうもありがとうございました。

ほかに追加の御意見、御質問ございませんでしょうか。

それでは、諮問第11号は、諮問のとおり変更することが適当である旨の答

申を行いたいと思います。どうもありがとうございました。

(3) 日本放送協会及び放送サービス高度化推進協会所属の基幹放送局における電気通信設備の運用に係る業務管理体制等の変更申請（基幹放送局における電気通信設備の変更及び新たな業務委託の開始）（諮問第12号）

○笹瀬会長 それでは、続きまして、諮問第12号「日本放送協会及び放送サービス高度化推進協会所属の基幹放送局における電気通信設備の運用に係る業務管理体制等の変更申請（基幹放送局における電気通信設備の変更及び新たな業務委託の開始）」につきまして、根本放送技術課長から御説明をどうぞよろしくお願いいたします。

○根本放送技術課長 放送技術課長の根本です。

本日、諮問第12号は、日本放送協会と放送サービス高度化推進協会所属の基幹放送局における電気通信設備の運用に係る業務管理体制等の変更申請に関する諮問です。

お手元の資料の1ページ目を御覧ください。

1ポツに諮問の概要がございますけれども、本件は、NHKから基幹放送の業務に用いる電気通信設備の運用の業務委託の内容、それから電気通信設備そのものの変更に伴う変更申請が出されているものです。また、放送サービス高度化推進協会、A-PABと申しますが、こちらからも同様に電気通信設備の変更に伴う申請が出されております。今回の諮問につきましては、総務大臣が許可の処分をするに当たり、電波法及び放送法の規定に基づく諮問をしているものでございます。

2ポツ目を御覧ください。変更申請等の概要を表にまとめてございます。いずれもNHKの新しい放送センターへの移行などに際して新たな設備が使用開

始になることに伴う内容となっております。

まず、表の中、NHKについては3区分がございます。

1つ目は、地上デジタルテレビジョン放送でありまして、関東広域の番組送出設備、これは従来、渋谷の放送センター内にあったものですが、こちらの機能を新しい放送センターへ移転をするということがございます。そして、新放送センターで宇都宮、水戸、前橋の番組送出設備の一部の機能を集約するということがございます。こうしたことに伴いまして、番組送出設備の一部の障害対応について、業務委託で外部の事業者を実施をさせるものです。

2つ目は、超短波放送、FM放送についてでございます。東京の放送局の番組送出設備を渋谷放送センターから新放送センターへ移転をするということと、それから宇都宮、水戸、前橋、さいたま、千葉及び横浜のそれぞれの番組送出設備の機能の一部を集約するということがございます。この際に関係いたします電気通信設備の障害対応及び運用監視について、業務委託により外部の事業者を実施をさせるものです。

3点目は、衛星放送について、こちらはB-SATが地球局を渋谷の施設からB-SATの新しい施設のある唐木田へ移転をするということがございます。これに伴いまして2つの要素がございます。1つ目は、電気通信設備そのものに変更が生じるということでございます。もう1点は、電気通信設備のその一部の障害対応について、業務委託により外部の事業者を実施をさせるということです。

このB-SATの地球局の移転に伴っては、表中の下の欄にございますように、A-PABからも電気通信設備に変更が生じるものとして申請が出されております。

3ポツ目、審査の結果の概要でございます。本件の変更申請については、関連規定に基づく基準に照らしまして審査を行いました。その結果、いずれの申

請についても所定の基準に適合しておりまして、許可することが適当であると判断をしております。

4 ポツ目、今後の予定です。本件の変更申請に対する許可が適当であるという答申を受けた場合には、NHK及びA-PABに対して、速やかに変更許可を行う予定としております。

2 ページ目を御覧ください。こちらは、NHKの地上デジタルテレビジョン放送についての具体的な内容を示す資料でございます。番組送出設備のうち、赤字の装置が今回の諮問の対象となります。この障害対応が委託の対象ということになります。

3 ページ目は、更に詳細な図を付してございますけれども、委託先は、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】ということになります。

4 ページ目を御覧ください。こちらは、ただいまの件につきましての外部委託に関する基準の審査結果です。左の欄にあるとおり、実施体制や規程の整備などに関する内容がそれぞれございまして、いずれも適合しているということであります。

5 ページ目から8 ページ目は、同様に超短波放送についての資料で、こちらは委託先が【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】になるというものです。

9 ページ目を御覧ください。こちらはB-SATの移転に伴うNHKの衛星放送の電気通信設備の変更です。左の図から右の図のようになりまして、新たに中継回線設備が追加となります。

10 ページ目、11 ページ目は、電気通信設備の変更に関する基準の一覧で、中継回線設備に適用されるものは右側に丸印をつけています。これらも審査では適合しているというものになっております。

12ページ目から14ページ目は、同様にA-PABの衛星放送の電気通信設備の変更です。NHKと基本的には同内容となっています。

それから、20ページ目から22ページにつきましては、外部委託の相手先企業に関する関連情報を参考のため付記をさせていただきます。

末尾には諮問資料をつけてございますけれども、私からの説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御意見よろしく願いいたします。これも順番にお伺いしていきます。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 適切な内容だと思います。同意をいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 私も同意いたします。よろしく願いします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 私も同意いたします。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も同意いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

私も同意いたします。

ほかに御意見よろしいでしょうか。

それでは、諮問第12号は、諮問のとおり許可することが適当である旨の答

申を行います。どうもありがとうございました。

○根本放送技術課長 ありがとうございました。

○笹瀬会長 以上で情報流通行政局の議事が終了いたしましたので、情報流通行政局の職員の方の御退室よろしくお願ひいたします。

続いて、総合通信基盤局の議事に入りますので、総合通信基盤局の職員の方に入室するよう御連絡よろしくお願ひいたします。

(情報流通行政局職員退室)

(総合通信基盤局職員入室)

## 諮問事項 (総合通信基盤局)

(9) 自動運転支援のためのV2X通信システム導入に向けた5.9GHz帯の周波数変更に係る特定周波数変更対策業務を実施する指定周波数変更対策機関の指定 (諮問第18号)

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。

諮問第18号「自動運転支援のためのV2X通信システム導入に向けた5.9GHz帯の周波数変更に係る特定周波数変更対策業務を実施する指定周波数変更対策機関の指定」につきまして、影井新世代移动通信システム推進室長から御説明をどうぞよろしくお願ひいたします。

○影井新世代移动通信システム推進室長 新世代室長の影井です。概要資料を御覧ください。

まず、今回、5.9GHz帯の自動運転支援のためのV2Xの導入のために、5.9GHz帯の既存の放送事業用固定業務の無線局の周波数変更の事業を進

めております。これに関しては、電波法改正に基づく特定周波数変更対策業務で実施するために、今年1月の電監審において、そのための周波数の使用期限や新たに導入する無線局を定める制度整備の案を御答申いただきまして、1月30日にその改正制度について公布・施行したところでございます。

本日の諮問事項につきましては、この制度整備を踏まえまして、また、改正電波法の規定に基づきまして、5.9GHz帯の周波数変更のための特定周波数変更対策業務を実施する「指定周波数変更対策機関」の公募を本年の2月2日から2月24日まで実施したところ、申請がございました。その指定に関しての諮問となりますが、申請については一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会1者からの申請ということで、それについて、規定に基づく審査を行いましたところ、いずれにも適合していると認められることから、今回、指定を行うことが適当というふうに考えたものでございます。本件を諮問するものでございます。

8ページが申請の概要等になります。非公開資料になりますが、審査の項目としましては、特定周波数変更対策業務の実施の方法等、実施に関する計画が適正、確実かどうかという点と、それから計画の実施に足る財政的基礎があるかどうか、また、この業務を行うことによって不公正にならないかどうか、こういった点と、あとは欠格事由の辺りが審査項目となります。記載のとおり、申請に基づく審査を行いました結果、いずれも適合すると判断できますため、今般、指定してよいのではないかと考えております。

以上のことから、この一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会を指定することとしてよいかというところを諮問させていただければと思います。

1ページ目に戻っていただきまして、今後の運びとしましては、答申をいただいた場合には、本年4月1日に指定を行いまして、同日、その指定について告示をし、来年度の予算によってこれを執行していくということを想定してお

ります。

説明は以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、質問、御意見よろしくお願いたします。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。適切な内容だと思います。同意をいたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田も同意いたします。よろしくお願いたします。

○笹瀬会長 西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 西村です。同意いたします。

○笹瀬会長 矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も同意をしますが、1点だけ質問させていただいてよろしいでしょうか。

申請内容における申請者の財務状況というものが健全であることが求められているという理解をしておりますところ、このキャッシュフロー計算書で、投資有価証券に関して、この過去3年でかなり大きな変動が見られますが、これはどのように理解をすればよいのか、御説明をお願いいたします。

○影井新世代移動通信システム推進室長 御質問ありがとうございます。詳細は確認の上、追って御回答させていただければと思います。(※)

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。

○矢嶋委員 はい。

○笹瀬会長 私もこの諮問のとおり指定することは適当だと思います。よろしくお願いたします。

それでは、この諮問第18号に関しましては、諮問のとおり指定することが  
適当である旨の答申を行います。ありがとうございました。先ほどの矢嶋委員  
からの御質問に関しましては、後で御返事よろしくお願いたします。

○影井新世代移動通信システム推進室長 承知しました。ありがとうございました。

(4) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（高周波利用設備の技術基準  
等の改正）（諮問第13号）

○笹瀬会長 それでは、諮問の13号に戻ります。諮問第13号「電波法施行  
規則等の一部を改正する省令案（高周波利用設備の技術基準等の改正）」につ  
きまして、向井電波環境課長から御説明をどうぞよろしくお願いたします。

○向井電波環境課長 御紹介ありがとうございます。電波環境課長の向井です。

それでは、御説明を始めます。電波法施行規則等の一部を改正する省令案で、  
高周波利用設備の技術基準等の改正についてでございます。

1 ページ目を御覧ください。諮問の概要でございますけれども、無線妨害波  
に関する許容値、それから測定法の国際規格でございますC I S P R規格の一  
部が改正されたことを受けまして、情報通信審議会からその国内適用につ  
いての答申をいただきまして、それを踏まえまして、無線設備規則等の一部を改  
正するものでございます。また、併せまして、通信設備以外の設備の区分の廃  
止ですとか、あるいは型式指定の対象の追加、表示方法の緩和等を行う電波  
法施行規則等の一部を改正するものでございます。

改正概要については、2に記載のとおりでございます。

次のページを御覧いただきまして、施行につきましては、答申をいただけ  
ました場合には、速やかに改正をする予定でございます。

また、本件につきましては、令和8年の1月24日から2月24日まで意見募集を行っておりまして、計18件の御意見をいただいております。

次ページ以降で改正の概要と意見募集の結果を御説明したいと思います。

4ページを御覧ください。まず、1点目は、高周波利用設備のうち、通信設備以外の設備について、その区分を廃止するものでございます。右上の図にございますとおり、通信設備以外の設備には3つの区分を設けていますが、国際規格ではこうした区分がございませんので、これと整合を図るためにこの区分を廃止するものでございます。2点目は、その下段でございますが、試験場において測定を行った機器を個別許可が不要となります型式指定の対象として追加するものでございます。

続きまして、5ページ目を御覧ください。3点目は、型式指定等の技術基準の変更でございます。2つございまして、1つ目は、ここにございますとおり、工業用超音波関連装置につきまして、国際規格の設備区分と整合を図ることとして、これに伴いまして、許容値をより厳しいものとするものでございます。こちらにつきましては、技術的要件が大きく変わりますので、製品対応のため、5年間は旧基準も併存させることとしております。

6ページを御覧ください。2つ目でございますが、電子レンジです。この電子レンジの国際規格の許容値につきましては、屋内配線にアース線があることを前提として値が設定されております。ですが、日本ではアース線がない場合もございまして、漏えい電流の抑制と伝導妨害波の抑制、この両立が非常に難しいため、これまで我が国の許容値は国際規格の許容値より緩い値を設定しておりましたが、今回、技術の進展等もございましたので、段階的に緩和をしていくという内容を入れております。

続きまして、7ページを御覧ください。改正事項の4点目は、型式指定の表示方法の緩和を行うものでございます。こちらについては、デバイスの小型化、

それから多様化が進む中で、表示を印字する面積を確保できないといった課題から、緩和の御要望をいただいております。このため、設備に直接表示する方法のほか、取扱説明書等に表示する方法や、高周波利用設備が組み込まれるような機器の映像面に表示する方法などを追加するものでございます。

続きまして、8ページをお願いします。5点目は、個別許可の技術基準の変更でございます。主なものを御説明いたします。まず、高周波利用設備がLANケーブル端子等の有線通信端子を持つ場合に、有線通信線に流れます妨害波が無線通信に影響を与える可能性がございますので、こちらについて、新たに許容値を設定するものでございます。

続きまして、10ページをお願いします。こちらにつきましては、30MHzから1GHzまでの放射妨害波の測定につきまして、従来の野外試験場又は電波半無響室での測定に加えまして、電波全無響室での測定を可能とするために、電波全無響室での要求事項を新たに規定するものでございます。

続きまして、13ページをお願いします。高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合以外の形式で利用する設備で、108MHzを超える周波数で動作する設備についてです。不要な電波の発射が報告されておりますので、こちらについては、1GHz超の放射妨害波の要求事項を新たに規定するものでございます。

続きまして、17ページをお願いします。こちら以降で意見募集の結果について御説明をしたいと思います。

まず、150kHz以下の許容値、測定法に関する御意見でございます。御意見1につきましては、改正案では現行の告示に規定されております150kHz未満の周波数を利用する非接触電力伝送装置の最大許容値が規定されていないので、現行告示と同様に規定すべきという御意見をいただいております。

こちらにつきましては、考え方の欄にも記載してございますけれども、昨年12月の情報通信審議会答申の基となります国際規格の中には、今、非接触電力伝送装置に関する技術基準が含まれておりませんで、現在検討中というステータスでございます。このため、今回、国際規格の改定を受けて新たに採用するものはないのですが、一方で、平成27年に150kHz以下の許容値の設定を行っておりまして、この点につきましては当時から状況の変化はございませんので、いただいた御指摘を踏まえまして、現行告示と同様の規定を入れるよう改正案を修正することとしております。

これ以降、御意見2から6までにつきましては、御意見1と同じく150kHz未満の周波数を利用する非接触電力伝送装置の最大許容値が規定されていないことに対する御意見でございまして、この改正を歓迎する御意見ですとか、1の方と同様、現行どおりとすべきとする御意見、それから現在検討中の国際規格の許容値案を採用すべきだというような御意見もいただいております。

このほか、150kHz以下の許容値の廃止に反対する御意見も複数いただいているのですけれども、情報通信審議会におきまして、150kHz以下の周波数を利用する通信設備への影響を確認した上で、問題ない旨の答申をいただいておりますので、非接触電力伝送装置以外の許容値は廃止するということとしたいと考えております。

続きまして、37ページをお願いいたします。型式指定の対象に関する御意見です。御意見22、23ともに、今回追加されました型式指定の対象から非接触電力伝送装置が除外されている理由をお尋ねになるものでございました。こちらにつきましては、先ほども御説明しましたとおり、現行の国際規格には非接触電力伝送装置に対する技術基準は含まれていないため、今回の型式指定の追加は行っていないということになります。今後、これが国際規格化されましたら、型式指定に追加することを検討していきたいというふうに考えており

ます。

40ページをお願いします。次に、型式指定の表示に関する御意見でございます。御意見26、27ともに改正案に賛同いただいているのですけれども、将来的にはというところで、設備に表示することが難しい場合の表示サイズについて、具体的に指定をするのではなく、容易に識別できるものといったような形で、技適マークの規定と平仄を合わせることでとか、あるいは二次元コードによる表示も認めることなどを検討してほしいといったような御要望もいただいております。これに関しましては、今回の改正によりまして直接表示が難しい場合には、設備ではなくて取扱説明書等に記載することが可能となりますので、表示のサイズの課題も解決できるものと考えております。

このほか、国際規格との整合性や、事実誤認などの御指摘、御意見をいただいております。これらにつきましては、確認の上、誤認していたものに関しましては必要な修正を行っております。

駆け足になりましたが、御説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問等よろしく願いいたします。

まず、私から一つ伺いしてよろしいでしょうか。6ページの電子レンジの基準に関して、これは提案ということですから、5年後までは8dBぐらい低いもので型式確認されるということは、そういう製品もつくっていいということですね。5年後以降はきついものをつくらないといけないということですが、今、普通に使っている方は問題ないのですよね。

○向井電波環境課長 御指摘のとおりでございます。

○笹瀬会長 昔から電子レンジの周波数帯というのは、漏れるところは無線LANとかなりダブっています。無線LANと共用すると、かなり電子レンジの

妨害が上がるということはみんな知っているのですが、厳しめになれば、そういう面ではこれからのものに関してはかなりいいものがつくれるという理解でよろしいですよ。

○向井電波環境課長 はい、御理解のとおりです。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございます。

あともう1点、ほかのものを見ると、かなり従来のものに関しては基準が凸凹というか、例えば10ページを見ると、尖頭値がかなりある特定の周波数だけ緩やかというか、そういうものもありますが、これは何かそういうほかのものとの競合を考えていたわけですよ。それが今度は全くそういうのはなくなるという理解ですか。例えば10ページの図、よく分からないのですが、準尖頭値が飛び出ているところに関しては、そこは相変わらずそのままということではよろしいのでしょうか。この図はどう見ればいいのでしょうか。

○今泉監視官 電波環境課、今泉から回答させていただきます。

○笹瀬会長 よろしくお願ひします。

○今泉監視官 10ページに表示している図は新たに追加される許容値でございまして、これは電波全無響室という特別な電波暗室での測定を認めるということで、そういった試験場で測定する場合にはこの許容値で新たに測定をしていただけますというものでございます。御指摘いただいている一部の周波数において許容値が非常に緩くなっているところがございますけれども、こちらはITU-Rなどで議論されている周波数割当てにおきまして、この周波数帯においては影響を与えるような機微な無線サービスはないことから、緩い許容値が国際規格において定められているところでございます。

○笹瀬会長 よく分かりました。どうもありがとうございます。

私からは以上です。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。適切な改正内容だと思いますので、同意をいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 私も同意いたします。よろしく申し上げます。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 私も同意いたします。よろしく申し上げます。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も同意いたします。

○笹瀬会長 私も同意いたします。

それでは、ほかに質問よろしいでしょうか。

それでは、諮問第13号は、諮問のとおり改正することが適当であるという旨の答申を行いたいと思います。どうもありがとうございました。

○向井電波環境課長 ありがとうございました。

(5) 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案（800MHz帯広帯域小電力無線システム及び三次元測位システムの導入に係る制度整備）（諮問第14号）

(6) 周波数割当計画の一部を変更する告示案（800MHz帯広帯域小電力無線システム及び三次元測位システムの導入に係る制度整備）（諮問第15号）

○笹瀬会長 それでは、続きまして、諮問第14号「無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案（800MHz帯広帯域小

電力無線システム及び三次元測位システムの導入に係る制度整備)」及び諮問第15号「周波数割当計画の一部を変更する告示案（800MHz帯広帯域小電力無線システム及び三次元測位システムの導入に係る制度整備）」につきまして、五十嵐移動通信課長及び小川電波政策課長から御説明をどうぞよろしくお願いいたします。

○五十嵐移動通信課長 移動通信課の五十嵐です。私のほうから諮問第14号を御説明申し上げます。

資料1ページ目、1番の諮問の概要を御覧ください。平成15年に導入されたデジタルMCAシステムというものがございしますが、令和11年5月末のサービス終了が公表されております。その終了で生ずる空き周波数の有効活用に向けまして、新たな無線システムの導入可能性というものをこれまで総務省で調査しまして、その結果、「800MHz帯広帯域小電力無線システム」と、「三次元測位システム」の導入が可能であることを確認しました。このことを受けまして、情報通信審議会において、導入に必要な技術的条件について検討を行っていただきまして、昨年10月に一部答申をいただきましたことから、今般、これらのシステムの導入のための関係規定を整備するというものでございます。

2番が改正の概要でございしますが、今回の制度整備では、広帯域小電力無線システムと三次元測位システムを国内で導入できるようにするために、無線局の開設の根本的基準、電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正を行います。太字でお示したところが電波監理審議会へお諮りする事項となっております。

2ページ目をお願いいたします。この改正の背景と対象となる周波数帯をお示ししております。今回の検討対象となる帯域が赤の点線でお示した部分で、デジタルMCAの下りの周波数に当たるところです。

3ページ目をお願いいたします。まず、800MHz帯の広帯域小電力無線

システムのあらましです。右上の図が横軸にエリア、縦軸にスループット—通信速度、を取りまして、各種無線システムの特徴をプロットしたものですけれども、今回のシステムはLPWAよりも速く、無線LANよりも広いエリアカバーを確保できるといったものになってございます。

4 ページ目をお願いいたします。こちらがもう一つの三次元測位システムの概要です。こちら、GNSS、一般にはGPSなどと言われる衛星測位システムを補完するシステムとして、地上の高いところに設置した基地局からGPSなどと同様の信号を送信しまして、複数の基地局からの信号を受けて端末側で計算し、測位を行うというシステムになります。

5 ページ目をお願いいたします。こちらが共用検討の結果を踏まえた周波数の割当てでございまして、図の上のほうにございまして、まず、デジタルMCAサービスの終了前から導入ができるということが分かりましたので、サービス中のデジタルMCAの周波数配置と、それから下にデジタルMCAが終了した後の周波数配置をお示ししております。

6 ページ目をお願いいたします。6 ページ目は、今回整備する内容について詳細をお示ししたものととなっております。

資料飛びまして、14 ページ目以降は意見募集に対して提出された意見と、それらに対する私どもの考えをお示ししております。今年の1月24日から1か月間、意見募集を実施しまして、6 件の御意見をいただきました。主なものを御説明しますと、1 番目が802.11ah推進協議会からの御意見でして、広帯域小電力無線システムの改正に対する賛同のご意見をいただいたものでございます。その他記載誤りに関する御指摘がございましたので、それらにつきましては、いただいたとおり修正することとしております。

御説明は以上となります。

○笹瀬会長 それでは、続けてお願いします。

○小川電波政策課長 引き続き、諮問第15号「周波数割当計画の一部を変更する告示案」について御説明申し上げます。

諮問の概要は、ただいま諮問第14号で申し上げたとおりでございます。

改正の概要でございますが、ただいま御説明のございました広帯域小電力無線システム及び三次元測位システムを導入するため、周波数の分配を変更し、別表を追加するもの、これは周波数割当計画の変更でございます。また、その他の規定の整備といたしまして、国内周波数分配の脚注の削除、あるいは追加をするものがございます。

施行期日でございますが、答申をいただいた場合は、速やかに周波数割当計画を変更いたします。

また、意見募集の結果、意見の提出が1件ございました。

2ページ目、3ページ目で周波数割当計画の一部変更の概要を御説明しております。2ページ目でございますが、広帯域小電力無線システム及び三次元測位システムの導入に係る周波数割当表の変更でございます。赤字の部分が修正の内容となっております。

それから、3ページでございますが、その他の規定の整備といたしまして、周波数割当表にございます国内分配の脚注を削除するもの、これが上段でございます。あるいは、新たに脚注を追加する、こういった規定の整備を行うこととしております。

簡単ではございますが、御説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、順に御質問、御意見を伺っていきます。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。いずれも適切な内容だと思います。同意いたしま

す。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。私も適切だと思います。同意いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございました。

西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 いずれの諮問事項も適切だと考えております。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私もいずれにつきましても賛同いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私から1点だけ質問です。諮問第14号の5ページを見ると、変更後に関しましては、800MHz帯を使う小電力に関しては多少なりともガードバンドが入っていますが、特に上のほうの三次元測位システムに関しては、携帯のダウンリンクとの干渉は許容できるということで、これは許容なのか、もしくはうまく事前の調整をするということでしょうか。両方書いてありますので、そこはどうかのでしょうか。

○五十嵐移動通信課長 御質問ありがとうございます。

ガードバンド0MHzで共存可能というところですが、基本的に携帯電話とこの三次元測位システムとの間で調整を行うというふうに伺っております。

○笹瀬会長 なるほど、やはり調整しないといけないのですね。

○五十嵐移動通信課長 はい。三次元測位システムの測位信号を発射する基地局に相当するものがやはり携帯電話の基地局と同じような高さのところに設置されるということが見込まれますので、調整というプロセスを経ると考えてお

ります。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございます。

私もこの割当てには賛同いたします。

ほかに質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第14号及び諮問第15号は、それぞれ諮問のとおり改正、変更することが適当である旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○五十嵐移動通信課長 どうもありがとうございました。

(7) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案(920MHz帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用等に係る制度整備)(諮問第16号)

(8) 周波数割当計画の一部を変更する告示案(920MHz帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用等に係る制度整備)(諮問第17号)

○笹瀬会長 それでは、続きまして、諮問第16号「電波法施行規則等の一部を改正する省令案(920MHz帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用等に係る制度整備)」及び諮問第17号「周波数割当計画の一部を変更する告示案(920MHz帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用等に係る制度整備)」につきまして、これも五十嵐移動通信課長及び小川電波政策課長から御説明をどうぞよろしくお願いいたします。

○五十嵐移動通信課長 五十嵐です。諮問第16号の資料を御覧ください。

1ページ目の概要のところでございます。空間伝送型ワイヤレス電力伝送—WPT、ワイヤレス・パワー・トランスファーと呼んでおりますが、920MHz帯などの電波を用いまして数メートル先の機器へ無線で電力を送る技術となっております。工場や倉庫などで、センサ関係の機械へ給電する手段とし

て期待されておりました、屋内では令和4年に制度化されて導入されております。普及が進む中で、これを屋外でも使いたいといった御要望や、出力を抑えて免許不要としてほしいといった声が出てまいりました。

この状況を受けまして、情報通信審議会において、920MHz帯WPTシステムについて、1つ目、制限を緩和して屋外での利用も可能とすること、2つ目、電力を制限したものについては免許不要で使用可能とすることなどについて必要な技術的条件の検討を行っていただきまして、昨年10月に一部答申をいただきましたことから、今般、関係規定の整備を進めるというものでございます。

2番の改正概要です。この制度整備では、先ほどと同じように電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正を行いますが、このうち、電波法施行規則及び無線設備規則については電波監理審議会へお諮りする事項となっております。資料では太字のところのとおり、920MHz帯WPTシステムに係る規定を改正いたします。

2ページ目をお願いいたします。こちらは背景でございます。令和4年の導入以降、普及に伴いまして、先ほど申し上げたとおり、設置場所の自由度向上や活用範囲の拡大といった御要望へ対応することが背景となっております。

3ページ目をお願いいたします。現在の空間伝送型WPTの利用状況をお示ししております。制度制定以降、導入が進みまして、令和7年3月、1年前の時点で、全国で470局が運用されております。

4ページ目をお願いいたします。現行制度の課題と新たなニーズということで、まず1つ目の課題は屋外の件です。現行制度では、他の無線システムへの有害な干渉を防止するというので、壁などによって10dB以上の電波の減衰が見込まれる閉空間でのみ運用が可能としておりましたが、普及が進むにつれて、開口部があるような工場や、ビルのエントランスなどでのニーズが出て

まいりました。2つ目が右のほう、免許が必要なことから、広く一般での利用に結びつかないという課題がございました。今回の改正において、壁損失を必要とする要件の削除というものと、出力を下げたものについては特定小電力無線局の扱いとしまして免許不要とする改正を行うものです。

5 ページ目をお願いいたします。こちらが改正の詳細になりますが、主にWPTを特定小電力無線局として規定するための改正内容となっております。

そして、12 ページからは実施した意見募集に対しての意見と総務省の考え方でございまして、本年の1月24日から1か月間、意見募集を実施しまして、11件の御意見をいただきました。番号1番と2番は、SMC株式会社とエイターリンク株式会社からの御意見でして、いずれもこの改正案に御賛同の意見となっております。3番目と4番目につきましては、ブロードバンドワイヤレスフォーラムとパナソニックホールディングス株式会社からの御意見でして、基本的には本改正に賛同の御意見となっておりますが、一部、追加で改正が必要な告示に関しての御意見も頂戴しておりますので、こちらについては対応した上で、本改正案と併せて公布、施行するというふうに考えております。

諮問第16号の御説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○笹瀬会長 それでは、17号も続けてよろしく申し上げます。

○小川電波政策課長 続きまして、「周波数割当計画の一部を変更する告示案（920MHz帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用等に係る制度整備）」について御説明をいたします。諮問第17号説明資料を御覧いただければと思います。

1番目の諮問の概要については、ただいま御説明のあったとおりでございます。

2番の改正概要でございますが、920MHz帯WPTシステムを使用可能とするため、周波数割当表を変更するとともに、別表を追加いたしまして92

0 MHz 帯の使用用途に電力伝送用を追加するというものでございます。

施行期日につきましては、答申をいただきましたら、速やかに周波数割当計画を変更いたします。

意見募集につきまして、周波数割当計画の変更に関する意見の提出はございませんでした。

続きまして、次のページで周波数割当計画の一部変更の概要を御説明いたします。周波数割当表の周波数の使用に関する条件のところの小電力業務用での使用につきまして、無線電力伝送用を追加するとともに、無線電力伝送用への周波数表といたしまして、赤字で記載をしておりますが、別表の 9-15 を追加するというものでございます。

簡単ではございますが、御説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

それでは、御質問、御意見よろしく願いいたします。

まず、私から 1 点お伺いします。諮問第 16 号の資料 4 ページ、現行制度の課題①のところ、他の無線システムへの有害な干渉を防止するために、もともとは仕切ったところで使うことが目的だったと思います。今の御説明を聞くと、屋外でも使えるということで、これは無線タグと同じ周波数帯ですが、そこは何か問題ないのでしょうか。というのは、屋外でも使える場所が限定されるのか、もしくはどこでも使えるけれども、そこでは無線タグは使わないような仕組みは簡単にできるのか、その辺のところはいかがでしょうか。

○五十嵐移動通信課長 こちらのシステム、1 ワットまでのもので屋外でも使えるようにしますというふうに御説明申し上げました。実はこれ、電力伝送の方式として無線のビームを使う無線局のスタイルになるのですが、こちらは、実は電力を伝送する目的でない無線局としましては既に 1 ワットのもので屋外

で利用することもできる制度になってございます。当初、WPTを屋内限定とした背景としては、電力伝送ということで、まずは控え目でスタートしたというような事情がございましたが、ニーズも出てきたこと、また通信用の920MHz帯の無線局では1ワットでも問題が起こってないということも併せまして、今回、電力伝送用途の無線局でも開放しても大丈夫でしょうということで改正したいというところでございます。

○笹瀬会長 分かりました。そうすると、もともとかなり厳し目の設定をしていただけれども、ビームで送るとすると、実際的には干渉がほとんど起こらないというような理解でよろしいですか。

○五十嵐移動通信課長 そうですね、有害な干渉が起こってどうにもならないといったことはないというふうに考えております。

○笹瀬会長 分かりました。以上です。よろしいでしょうか。

それでは、大久保会長代理、よろしくお願いたします。

○大久保代理 適切な内容だと思います。いずれも同意をいたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。私も適切な内容だと思います。いずれにも同意いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 いずれも現場での状況変化と課題への対応というふうに理解いたしました。賛同いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 適切な内容だと考えます。いずれについても賛同いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

私もいずれの改正も賛同いたします。これは、おそらく、実用的にかなり有益で、これから更に使われるシステムですので、この制度改正が有効に動いて、よりニーズが高まることを期待しています。

以上です。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、諮問第16号及び諮問第17号は、それぞれ諮問のとおり改正、変更することが適当である旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○五十嵐移動通信課長 ありがとうございました。失礼いたします。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。

それでは、以上で諮問事項は全て終わりました。

## 報告事項（総合通信基盤局）

(1) 令和7年度電波の利用状況調査（第3号調査：各種無線システム（714MHz超）の調査）

【電波監理審議会決定第2号に基づき、現時点では内容の公表を控えます。】

(2) 令和7年度電波の利用状況調査（第2号調査：公共業務用無線局の調査）

【電波監理審議会決定第2号に基づき、現時点では内容の公表を控えます。】

(3) 26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競

争の参加申請の受付開始

○笹瀬会長 それでは、続きまして、報告事項の3件目、「26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争の参加申請の受付開始」につきまして、佐藤移動通信企画官から御説明をどうぞよろしく願いいたします。

○佐藤移動通信企画官 佐藤でございます。

それでは、私のほうから報告事項3件目でございます26GHz帯における、いわゆる5G普及のための価額競争について御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、先月3日の電波監理審議会におきまして、価額競争の実施方法やルール等を定めました価額競争実施指針案について、諮問、答申をいただきました。今週月曜の3月9日に実施指針の告示が制定されましたので、その旨とともに、その翌日の3月10日から価額競争の参加申請の受付を開始した旨の報道発表を行ったところでございます。参加申請の申請期間は、ここにあるとおりでございます。3月10日から4月9日までの約1か月間ということになっております。

その後の流れでございますが、3ページ目を御覧いただければと思います。こちらで赤く囲ったところが現在のステータスとなりますが、受付を終えた後、総務省のほうで参加申請の審査を行いまして、その後、参加する者に対して保証金の提供を経て、価額競争の実施に向けた準備を進めていきたいと考えております。

簡単になりますが、私からの説明は以上になります。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見ございませんでしょうか。

私から1点、申請の受付が始まったわけですが、申請期間中に何か説明会のようなものは開催される予定なののでしょうか、それとも、説明はもう終わっていて、これからはないという状況でしょうか。

○佐藤移動通信企画官 御指摘のとおりでございます。この参加申請の受付開始を踏まえて、我々のほうで今、関係する事業者団体に対して幾つかお知らせをするとともに、要望があったところについては説明会を開催する予定でございます。こうした取組を通じて、価額競争応募者について、しっかり関係者に周知をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございます。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。いよいよ始まったということで、今、笹瀬先生からもありましたが、前から申し上げており、いろいろな照会事項には極力詳しく対応していただければと思います。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。私からも、初めてのことで、丁寧な対応を取っていただければと思っています。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 私からも同じような意見、コメントでございますけれども、何分初めてのことでございますし、この状況の中でトライアンドエラーというのをなかなか認めにくいという空気もあるかもしれませんが、やはりこれは積み重

ねでもありますので、ぜひトライアンドエラーを繰り返して、こういった制度  
というものの定着に尽力していただければと考えております。

以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。皆様と全く同じで、ついに始まる  
んだなというように感じております。トライアンドエラーという言葉も今、西  
村委員から出ておりますけれども、新しい制度ですので、臆することなく、後  
で振り返って、しっかり検証することによってよい制度をつくっていくという  
面があると思いますので、その第1号案件として、本件、丁寧に進めていただ  
ければと思います。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

何か総務省からコメントございますか。

○佐藤移動通信企画官 コメントありがとうございます。まさに委員の先生方  
の御指摘のとおりだと思っております。今回の参加者というのは、これまでの  
携帯大手キャリアだけではなく、様々な事業者の参加が想定されるというこ  
ともございますので、この参加申請へのマニュアルは既にホームページで公表  
しておりますが、こうした取組を通じて、丁寧に新しく参加する事業者に対し  
ては対応していきたいというふうに思っております。

また、先ほどトライアンドエラーというお話もございましたが、まさにこの  
価額競争、今回が初めてですが、これで終わりというわけではございませんの  
で、今回の取組を通じて得られた知見であるとか経験というのをしっかり次に  
生かせるよう、我々としてもそれを意識しながら、引き続き取り組んでいき  
たいと考えております。ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

私から1点だけ質問させてください。今お話ありました1回目だけではないということですが、その後はどういう計画をされているのでしょうか。

○佐藤移動通信企画官 その後というのは。

○笹瀬会長 例えば、ある地域は全く応募がなかったというような可能性もあるので、どうでしょうか。今、応募されて通った方がやめられない限りはないというわけではないという理解でよろしいですか。

○佐藤移動通信企画官 今回、参加申請がなかった地域というのも、当然出てくる可能性、特に地域枠についてはございますので、これはその後、しっかり利用意向調査なんかも継続的に行いまして、ニーズも踏まえながら、次の価額競争の実施の判断をしっかりしていきたいというふうに思っております。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

ほかに何か御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

○佐藤移動通信企画官 ありがとうございました。

○笹瀬会長 以上で報告事項を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、有効利用評価部会の審議に入りますので、出席されない職員の方は御退室いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(総合通信基盤局職員 (一部) 退室)

## 審議事項 (有効利用評価部会)

(1) 令和7年度携帯電話及び全国BWA等に係る電波の有効利用の程度の評

## 評価結果案

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。

本日は、審議会より総務省総合通信基盤局の同席を求めておりました、山野基幹・衛星移動通信課長、五十嵐移動通信課長、佐藤移動通信企画官が同席しております。私から指名した場合や、又は各委員の方から求めがあった場合には、総務省から補足的な説明を行っていただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議事項「令和7年度携帯電話及び全国BWA等に係る電波の有効利用の程度の評価結果案」につきまして、審議を行いたいと思います。

本評価結果につきましては、1月14日から2月12日まで意見募集を行いまして、提出された意見の取りまとめ及び意見に対する当審議会の考え方の案の作成につきまして、部会において対応いただきました。

それでは、西村部会長から御説明をどうぞよろしくお願いいたします。

○西村委員 承知いたしました。

有効利用評価部会、部会長の西村でございます。私から全体概要を説明いたしました後、詳細は事務局から御説明をお願いいたします。

まず、審議事項（1）資料1を御覧ください。令和7年度の携帯電話及び全国BWA等に係る評価結果案の意見募集の結果、提出された意見は計10件、内訳といたしましては、法人6件、個人4件でございました。2月の部会におきまして検討を行い、提出された意見及び電波監理審議会の考え方を表にお示ししております。全体といたしましては評価結果案の修正を要するものはなしとございますが、御意見及び考え方案につきまして御説明の上、御審議をお願いできればと考えております。

また、今回いただきました御意見も参考として、次の議題で御説明いたしま

す評価方針改定の検討も行っております。

それでは、この後の説明につきましては事務局からお願いいたします。

○柏崎幹事 有効利用評価部会事務局でございます。

それでは、御説明を申し上げます。時間の関係上、賛同意見に関する詳細は割愛させていただきまして、主な御意見を御説明いたします。

まず、No. 1はNTTドコモからでございます。このうち、表示しております1ページ目の下段から2ページ目にかけての2つ目の御意見でございますが、こちらはSub 6帯の評価に関する御意見でございます。Sub 6は、トラヒックの高いエリアを重点的に整備するということで、Sub 6展開率を基準とする評価手法の採用を希望する御意見でございます。これに対する考え方の案といたしまして、まず「Sub 6展開率については本案に記載のとおり、高トラヒックエリアを対象とした事業者・周波数横断的な目標であるため、電波の有効利用の評価基準としては、全国の居住地域を対象とする人口カバー率を用いたほうが普遍的であり、より適切である」と記載しておりまして、2ページ目の一番上に続きまして、「なお」というところでございますが、「なお、Sub 6帯の人口カバー率の基準（しきい値）の検討に当たっては、頂いたご意見も参考とさせていただきます」としております。次の議題におきまして、こちらの意見も参考として評価方針の改定案を作成してございます。

続きまして、No. 2はKDDIからです。まず、Sub 6帯で複数の周波数を割り当てられている事業者に対しては、一波ごとの評価ではなく、Sub 6全体を総合的に評価してほしいという御意見でございます。これに対する電波監理審議会の考え方案でございますけれども、「割当てを受けたそれぞれの周波数が有効に利用されているか否かを評価するに当たっては、周波数ごとに評価を行うことが必要と考えますが、Sub 6帯の評価については、本案に示す方向性により評価方針の改定を行った後も、干渉条件も加味した評価基準等

の検討を含め、引き続き適時適切な検討が必要と考える」としてございます。

続きまして、3ページ目の真ん中でございます。ミリ波等の取組を評価に加味する案に賛同の御意見と、評価対象の技術等は限定せず、将来的な技術なども評価対象となるよう希望される御意見であります。これに対し、有効利用評価方針の改定案の検討の参考とさせていただきとしておりまして、こちらもちの議題におきまして、こちらの意見を参考として評価方針の改定案を作成しております。

続きまして、4ページ目にお移りいただきまして、No. 3、JTOWERからでございます。インフラシェアリングに係る評価を継続することが適切という評価の取組への賛同意見に続きまして、電気通信事業報告規則等により報告を制度化されたいかがかという御提案でございます。こちらの後段の意見、電気通信事業法に基づく報告に関する御意見につきましては、本意見募集の対象外ということで記載してございます。

続きまして、4ページ目の一番下から始まる御意見でございますが、NTNの評価の検討に関しまして、利用者目線により付加的な利便性の向上に寄与しているか等の視点や、地上の基地局数の増減との相関にも留意すべきという御意見でございます。これに対しては、今後のNTNに係る評価の検討の参考とさせていただきとしてございます。

5ページ目に移りまして、今度はミリ波普及の取組の評価項目にインフラシェアリングの活用を取り上げるべきという御意見でございます。基本的には、現在の評価には含まれていない取組を新たな評価項目として追加しようと思定してございます。現在、インフラシェアリングは評価項目にございますので、これに対しては今後の参考としてございます。

続きまして、No. 4と5でございますが、ソフトバンク及びWCPからの御意見でございます。6ページに移っていただきまして、真ん中のほうに「一

方で」という箱がございます。NTNなど新たなサービスに対する評価は、評価の開始のタイミングも含めて慎重な検討が必要ということと、後段は調査や評価については事業者の作業負荷、経営戦略等への影響についても配慮いただきたいという御意見でございます。これに対しまして、前段の新たなサービスに対する評価について慎重に検討すべきという御意見につきましては、KDDI及びUQコミュニケーションズからも同趣旨の御意見が来てございます。また、後段の調査の負担に関しましては、ドコモからも同趣旨の御意見をいただいております。これらに対する考え方案につきましては、それぞれ「いただいたご意見等を踏まえ、適時適切に検討」、また、調査関係につきましては「総務省において今後の参考」としてございます。

続きまして、No. 6はUQコミュニケーションズから、新たなサービスに対する評価の在り方への御意見ということで、先ほどの1つ上のソフトバンク社などと同趣旨のため割愛させていただきますが、このような御意見についても、次の議題における検討において参考とさせていただいているところでございます。

7ページの真ん中からは個人の方からの意見になります。No. 7の上段は通信品質の改善に関する御意見でございますが、これに対して、各事業者においては、評価結果も踏まえ、電波の更なる有効利用に向けた引き続きの取組を期待としてございます。

続きまして、No. 8は、8ページ目に移りまして、大きく分けて3つございますが、1つ目は通信品質を評価に組み込む御提案でございます。これに対しては、総務省において引き続き調査を継続し、その結果を踏まえて当審議会において検討することが適当としてございます。「第三に」というところから始まる所、「C」評価の周波数帯に対するフォローアップ強化の御提案でございますけれども、これに対しましては、各事業者においては、評価結果も踏ま

えてその要因分析を自ら行い、改善を図ることによって電波の有効利用につなげていくことを期待としてございます。

9 ページでございますが、N o . 9 は、本評価結果案に記載された内容の一部を端的に記載したものとして承るとしてございます。

最後、N o . 1 0 でございますが、評価結果案は支持するとのことですが、通信料金の公共料金化の御提案で、前段に対しましては参考として承るとしつつ、通信料金に関する御意見については、本意見募集の対象外としてございます。

事務局からの説明は以上でございます。西村部会長へお返しいたします。

○西村委員 御説明ありがとうございました。

部会からの説明は以上でございます。御審議いただければと思います。よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等ございますでしょうか。順番にお伺いしたいと思います。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。次の審議案件のところでも一部対応されているということだと思しますので、本件に関しましては特に質問はございません。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田からも特にございません。ありがとうございます。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。評価基準に関する御意見のほうは

理解しないところがないわけでもないのですが、やはり様々な点で既に部会で御検討いただいているところだと思いますので、私から何か固有の意見というものはございません。御説明ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

私からも、特にこの件に関しては質問ございません。後の改定案でかなり詳しく検討されると思いますので、そちらのほうで意見を述べたいと思います。

西村委員、何かございますか。

○西村委員 私からも特段ございません。次の審議事項にも関わってくるかと思っておりますので、そちらのほうで考えていければと思っております。

○笹瀬会長 それでは、ほかに御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、令和7年度携帯電話及び全国BWA等に係る電波の有効利用の程度の評価結果及び意見募集への提出意見に対する当審議会の考え方につきましては、案のとおりとすることといたします。本評価結果につきましては、資料のとおり決定したいと思います。

また、決定しました本評価結果につきましては、電波法第26条の3第4項に基づき、総務大臣に報告するとともに、本評価結果及び意見募集への提出意見に対する当審議会の考え方につきましては、審議会終了後に公表したいと思います。

資料の公表につきましては、事務局にて対応をよろしくお願いいたします。

それでは、本審議事項につきましてはこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

## (2) 有効利用評価方針改定案

○笹瀬会長 それでは、引き続きまして、審議事項の２つ目「有効利用評価方針改定案」につきまして、同じく西村部会長から御説明をどうぞよろしく願いいたします。

○西村委員 承知いたしました。

有効利用評価部会、部会長の西村でございます。審議事項（２）資料１を御覧ください。これに基づいて御説明申し上げます。

表紙をめくりまして、１ページ目を御覧ください。先ほどの議題の評価結果のうち、今後の検討課題、これらを一覧にまとめたものになっております。項目１のＳｕｂ 6帯に係る評価を①、それから項目３のミリ波帯に係る評価、それから項目４の定性評価の見直しの２項目、これらを合わせまして②として、本資料において有効利用評価方針の改定案をまとめております。改定案につきましては、１月及び２月の部会において検討を行っております。なお、そのほかの項目につきましては引き続きの検討としております。

それでは、具体的な改定案を御説明申し上げます。

まず、１つ目でございます。Ｓｕｂ 6帯に係る評価でございます。３ページ目を御覧ください。こちらは今年度の評価結果から再掲しているもので、Ｓｕｂ 6帯の人口カバー率はまだ低調な地域もございますが、一定の経過措置を設けた上で、Ｓｕｂ 6帯の評価を基盤展開率から人口カバー率に切り替える検討を行うことなどを書いております。

次の４ページからその検討結果としまして、Ｓｕｂ 6帯の改定案の全体概要となっております。まず、実績評価におきまして、主たる評価事項を基盤展開率から、先ほど申し上げましたとおり、人口カバー率に変更いたしますが、当面の間、しきい値を現在の３．５ＧＨｚ帯以下の基準よりも緩和したり、現在のＳｕｂ 6帯の基準である基盤展開率も経過措置として用いるなどして、現状も考慮した基準というものを検討しております。

ページを少し進んでいただきまして、7ページから具体的な御説明に入らせていただきます。結論から申し上げますと、Sub 6帯の人口カバー率基準(案)というのは、表の右端の黄色い網かけのように設定をいたしました。まず、左側の説明の(1)にございます、しきい値設定については表の青い部分でございますけれども、先ほどの議題で事業者から出されておりました御意見も踏まえまして、「Sub 6展開率100%が人口カバー率70%相当」という関係性を参考といたしまして、当面の間、「A」評価のしきい値を70%以上というふうに設定しております。これは3.5GHz帯以下の人口カバー率「A」評価の基準である、90%から20%緩和することとなっております。併せまして、「A」評価以外にも、3.5GHz帯以下のしきい値よりも緩和を行っております。しかしながら、「C」評価のしきい値を30%と設定しても、これに達しない地域が複数ございます。このため、左側の説明の(2)を御覧ください。「C」評価に関する経過措置といたしまして、表の赤い部分になりますけれども、当面の間は現在の「C」評価の基準を適用可能としております。つまり、人口カバー率が30%未満でありましても、現在の基準である基盤展開率が50%以上を満たしていれば「C」評価となっております。ただし、この措置の適用によって人口カバー率が横ばいとならないように、人口カバー率の実績が前年度実績値を超える場合にのみ、これを適用可能とする措置というふうに御理解いただければと存じます。

次の8ページを御覧ください。評価方針の改定案の概要で、右側に現行基準、それから左側に改定案を並べております。御確認いただければと思います。2の人口カバー率は、ただいま御説明したとおりでございますが、黄色いマーカーで示しているような基準値や経過措置は3年程度ごとに検証、必要に応じまして見直すとさせていただいております。そして、3、面積カバー率については、現在、Sub 6帯では評価の対象外としておりますが、今回の改定に合わ

せまして、Sub 6帯も対象といたしました。そのほか、主な評価項目を基盤展開率から人口カバー率に変更することに合わせた改定というものを行っております。

それでは、10ページから2つ目の改定内容でありますミリ波帯に係る評価・定性評価の見直しでございます。

次の11ページを御覧ください。今年度の評価から再掲しておりますもので、ミリ波帯については、定常的なトラフィック量が極めて少ないという状況でありますため、更なる取組が必要であり、それを何らかの形で評価に加味するということを書いております。また、定性評価については、今、申しあげましたミリ波帯の取組や、今後、NTNに係る評価等を新たに追加する代わりに、今後の大きな変化が予想されない項目は削除するような入替えを検討することを書いております。

12ページから、その検討結果としまして、今回の改定案の全体概要となっております。この中で、②安全・信頼性の確保については、簡素化、明確化を図っております。③データトラフィックを削除いたしまして、代わりにミリ波利用の普及等に向けた取組を加えております。詳細は次のページで御説明いたします。最後、⑤上空利用、IoTについては、おおむね各事業者とも標準的な評価に達したIoTを削除いたしました。

それでは、13ページを御覧ください。新たに設けるミリ波利用の普及等に向けた取組の定性評価案でございます。表は、御覧いただきますと、大きく分けて(1)と(2)がございまして、(1)は技術面、(2)はユーザー対応面の取組としております。

まず、(1)のミリ波帯・Sub 6帯におけるエリア拡大等に資する技術の導入につきましては、主に令和6年9月に制度化されましたミリ波帯・Sub 6帯における中継局やリピータ等の導入状況等を想定しておりますが、これらは

例示として記載しておりまして、それ以外の技術を幅広く取り扱えるようにいたしております。

続いて、(2) ミリ波帯の利活用等の促進につきましては、ユーザー対応面の取組ということでございまして、ミリ波帯が対象となっておりますが、こちらも(1)と同様に、取組は例示的なものとなっております、これらに限定せず、広く評価対象としたいと考えております。

そして、これらの「a」、「b」、「c」の設定でございますけれども、ほかの定性評価とほぼ同様に、「a」が積極的な取組、「b」は一定程度の取組、「c」は今後の計画があるというステップにしております。また、未導入の場合でありましても、「d」評価とはせず、評価を行わない、評価記号で言いますと、表の右端にございます「R」にしたいと考えております。

それでは、ページを進めまして、15ページ、その他ということでございまして、先ほども報告事項にありましたが、オークション対象周波数につきましては、その趣旨から、当面の間は評価を行わないことを評価方針に記載しております。

また、資料2がございまして、この資料2は評価方針改定案の本体となっております。また、参考資料は改定内容の新旧対照表となっております、ただいま御説明いたしました改定内容のほかに、評価方針の内容に関わらない形式的な修正も含めまして書いております。この点につきましては、御説明は割愛させていただきます。

私からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、まず1ページ目を開けていただいて、大きな改定項目が2か所ありますので、まず、Sub 6帯に係る評価に関しての御質問を受けて、その後

にミリ波帯に係る評価と定性評価の見直しに関する質問を受けたほうが分かりやすいと思いますので、いかがでしょうか。西村部会長、よろしいでしょうか。

○西村委員 よろしくお願ひいたします。

○笹瀬会長 それでは、最初に S u b 6 帯に係る評価に関しまして御質問、御意見よろしくお願ひいたします。順番にお伺ひしていきたいと思ひます。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。利用状況等がどんどん変化している状況であり、また、地域による差異というものも、さらに今後、拡大してくる可能性がある中で、非常にしっかりと検討していただいて、丁寧な評価案をつくっていただいたと思ひます。有効利用評価部会の先生方には感謝をしております。私のほうから特に個別のところでの質問事項はございません。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

長田委員、いかがでしょうか。S u b 6 帯に関して、質問等ございましたらよろしくお願ひします。

○長田委員 特に御質問等はございません。部会の先生方、本当に丁寧に検討してくださったのを傍聴させていただいて存じておりますので、特に意見等はございません。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。S u b 6 帯の評価基準につきましては、特に私のほうも異存ございませんで、現状に合わせて現時点で最善と思われる評価基準を御作成いただいたと考えております。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

特にSub 6帯は、周波数を全体的に見ると、プラチナバンドや、少し上の2GHz帯と違って、比較的高い周波数なので、飛びにくいという面もあり、かつ、幾つかのキャリアは2つ周波数帯が割り当てられているということで、主にたくさん人がいる密集地域をうまくカバーする、トラフィック対策するような仕組みとして使ってきました。評価基準として、従来は基盤展開率で良かったと思いますが、普及してきた面もあり、今後、トラフィックがどんどん増えていくことを考えると、いずれは基盤展開率ではなく、人口カバー率で見ていかざるを得ないということを考えると、そういう意味ではうまく橋渡しができればよいと思っています。

事務局並びに西村部会長におかれては、どううまくソフトランディングをして人口カバー率に変えていくかというところでこういう折衷案を出されていますので、非常に良いと思います。ただ、今回設ける経過措置に頼ってしまって、人口カバー率があまり上がらないような状況になってもよくないと思いますので、ぜひ近い将来には、経過措置がなくとも人口カバー率でしっかり評価できるような状況になっていけばよいと思っています。

以上です。

西村部会長、何かございますか。

○西村委員 コメントありがとうございます。部会において慎重に検討しながらも、笹瀬会長がおっしゃられるとおり、今後、トラフィック量が増加する中、そして最終的には基盤展開率による経過措置なしで、人口カバー率でもきちんと判断ができる、そういった状況に事業者と共に持っていければと考えております。引き続き、御指導、御教示いただければと存じております。よろしくお願いたします。

○笹瀬会長 お願いします。Sub 6帯で2波割り当てられているキャリアを

見ると、片方は多く使っているけれど、もう一方はほとんど使っていないなど、かなり戦略が見えてしまうので、そういう面ではなるべく均等に周波数が使うような仕組みをつくっていただけるような、これは設備の話もありますので簡単にはいかないと思いますけれども、そんなに離れた周波数帯ではないので、何とかうまくできればと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、もう一度、1ページ目に戻りますけれども、ミリ波帯に係る評価と定性評価につきまして、御質問よろしく願いいたします。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。ありがとうございます。中身については特にございません。やはりこういう中で、しっかり同時並行で評価基準の簡素化や明確化ということも進めていただいているというところは今後ともぜひよろしくお願いしたいと思います。

1点だけ、データトラヒックのところ、調査は継続するけれども、評価からは削除するというところがあるのですけれども、調査を継続している中で、何か大きな想定外の動きとかあれば、それに関しては評価のところでもコメントしていくという理解でよろしいでしょうか。

○西村委員 ありがとうございます。

この点について、事務局から御説明いただけますでしょうか。

○柏崎幹事 事務局でございます。ありがとうございます。

まず、データトラヒックを定性評価からは落とすのですが、定性評価以外に定量評価のほうでも通信量という項目がございます、こちらのためにトラヒックの調査、また、定量評価は継続いたします。あと、もう1つの視点といたしまして、周波数帯ごとのトラヒックも重要でございますが、4Gや5G全体でのキャリアのトラヒックの動向、そういったものは引き続き見ていく必要があるということで、定性評価からは落としますが、調査は従来どおり継続しま

すということで、明確に書かせていただいたところでございます。

○大久保代理 分かりました。ありがとうございました。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。

それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ミリ波の利用については、電波の特性上も難しいと伺っておりますし、端末の問題もあると思いますので、そこを見ながら、部会のほうで適正に評価をしていただければと思っております。よろしく申し上げます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。ミリ波のほうで、どうしても定性評価になりますので、評価自体は実際の調査結果を見ての評価になるのは承知しているのですが、積極的な導入か、あるいは一定程度の取組なのかというのは、やはり相対評価に実質的にはなっていくことになるのでしょうか、その点だけお伺いしたいと思います。評価基準自体は全く異存ございません。

○西村委員 ありがとうございます。

この点も事務局からまずは御説明いただけますでしょうか。

○柏崎幹事 事務局でございます。

御指摘のとおりでございます。実際、どういう調査結果といいますか、事業者からの報告が上がってくるか、そういったところを踏まえながら、やはりまずは並べてみての評価になるかなとは考えてございます。ただ、「a」評価の重みには留意した上で、全部が全部、「a」になってしまったりとか、そういうことがないように、メリハリがついた評価ができればと考えております。

○矢嶋委員 分かりました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

私からのコメントというわけではないですが、やっぱり実際のトラヒックに

については、知りたいですね。基地局が幾らあろうが、人が密集していればつながりにくいとか、スピードが遅いということはあるかと思います。ミリ波の場合は、ある意味でホットスポット的になりますので、ユーザーの体感は分かりやすいと思いますが、むしろ、低い周波数のほうは、しっかりつながっているのか、切れてしまうのか、つながってもやたら遅いのかというのは、ユーザーの観点から見れば重要なポイントだと思います。そういう声も結構出ているので、いずれ人口カバー率や面積カバー率だけではなくて、実質的なトラフィック量、つまりユーザーの通信品質みたいなものも、評価の中に出てくる必要性もあるかなと思います。通信品質の視点では、やはりミリ波を使う価値が高いということが、エリアは狭いけれども、あるところに行けば確実に速くつながるということも、ニーズとして高まる可能性もあるので、どこでミリ波が使えるかということが、例えばアプリと連動して分かれば、ユーザーがよりミリ波を使うような仕組みもできるのではないかと、いう気がしています。

それから、同じくNTNに関しても、今はまだa uのスターリンクですが、近いうちにおそらく他も出てきます。そういう面でいろいろなサービスをしていただいて、NTNにしてもミリ波にしても、鶏が先か卵が先か分かりませんけれど、要するに使いたい人が増えてくれば、使えるシステムが出てきます。設備投資しても、なかなかトラフィックが増えないとなれば、事業者にとっても問題ですが、まずはネットワークにつながらなければ使えないので、そのところをうまく、評価を通じてキャリアの方がより積極的に整備、展開することにつながる仕組みができればと思っています。そういう面で、この評価基準は極めて重要だと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からの意見です。以上です。

西村部会長、何かございますか。

○西村委員 笹瀬会長おっしゃっていただきましたとおり、利用実績について

は、現在の評価項目では通信量、トラフィック量がそれを表す値かとは思いますが、やはり有効利用の観点では重要な要素でございますので、ミリ波もNTNも、いずれについてもまだ走り始めたばかりということで、なかなか評価が難しいところではございますが、会長がおっしゃったとおりの方向性に基づいて有効利用評価をつくり上げていければと考えております。ありがとうございます。

私からは以上です。

○笹瀬会長 事務局から、何かございますか。

○柏崎幹事 事務局でございます。ありがとうございます。

評価部会では、NTNの評価の在り方の検討などにあわせ、有効利用評価の概念整理を開始してございます。その中で、今後、トラフィック量などをどう扱っていくか、また、今表示しております今後の検討課題の一番下に、カバレッジ等に係る指標ということで、こちらは総務省のほうで通信環境に関する実地調査を通じて、カバレッジや通信品質のデータを収集し、能動的な調査の導入に向けた検討も行うということになってございますので、有効利用評価の概念整理とともに、将来的にユーザーの品質的なものも評価に取り込めないかということは、継続して検討していくべき課題と考えてございます。

○笹瀬会長 どうぞよろしく願いいたします。

やはり有効利用評価の評価結果が5年後10年後に、こういう評価をしても良かったおかげで、より有効にトラフィックが伸びたというような仕組みがよいと思います。特に定性評価については、罰するためにやってるものではないので、やはり良いものは良いと評価して、それでほかのキャリアも追随するような仕組みができれば、全体として良い方向に動くと思います。今回の、技術や取組を例示にとどめるというのは良いと思います。ある特定のもので「a」、「b」、「c」をつけるよりは、むしろ、どう取り組んでいるかということに関して、

総合的に評価をするというのが流れとしてはクリアですので、今、お示しいただいているこの13ページの表ですね、こういう評価をすると、非常に有効だと私は思っています。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。ほかに御意見や御質問ございませんでしょうか。

西村部会長、よろしいでしょうか。

○西村委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○笹瀬会長 それでは、委員の皆様方の御了解が得られたものとして、本改定案につきましては、電波監理審議会として意見募集を実施することとし、意見募集に係る報道発表を審議会終了後に行いたいと思います。

意見の募集期間は、明日の3月12日から4月10日金曜日までの30日間といたします。

意見募集に係る報道発表につきましては、事務局にて対応をよろしくお願いいたします。

また、意見募集後、提出された意見の取りまとめ及び意見に対する当審議会の考え方の案の作成につきましては、部会において進めていただきたいと思います。西村部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上で本審議事項につきましては終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○柏崎幹事 ありがとうございました。

○笹瀬会長 以上で、総合通信基盤局の議事が終了いたしましたので、総合通信局の職員の方は御退室よろしくお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

## 議決事項

電波監理審議会決定第1号の改正（案）

○笹瀬会長 それでは、続きまして、電波監理審議会決定第1号の改正（案）につきまして、事務局から御説明をどうぞよろしくお願いいたします。

○松下幹事 事務局幹事の松下でございます。

電波監理審議会決定第1号（諮問を要しない軽微な事項について）の一部改正について御説明申し上げます。

電波法第99条の11及び放送法第177条の中で、総務大臣が電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができると規定されております「審議会が軽微なものと認めるもの」につきましては、電波監理審議会決定第1号「諮問を要しない軽微な事項について」により定められているところでございます。

今般、NHKの行うインターネット配信を必須業務とするなどの放送法の一部改正によりまして同法の規定の移動が行われたことに伴いまして、審議会決定で引用している項について、その項番号の変更を反映させるというものでございます。

具体的には、11と12と13の3か所の改正になります。それぞれ放送法第20条第19項となっていたものを第12項に、同じく放送法第20条第9項を第11項に、同じく放送法第64条第3項を第5項にそれぞれ改正を行うものでございます。

簡単でございますが、御説明は以上になります。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 特にございません。この内容で結構だと思います。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。私も必要な改正だと思いますので、賛成いたします。

○笹瀬会長 西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 私も同意いたします。

○笹瀬会長 矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も異存ございません。

○笹瀬会長 私も異存ございません。

そしたら、本件に関しましては、原案のとおり決することにいたします。どうもありがとうございました。

○松下幹事 ありがとうございます。

## 閉 会

○笹瀬会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。

答申書及び報告書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛てに御提出してください。

次回の定例会の開催は、令和8年4月22日水曜日、10時からウェブ開催を予定しております。

それでは、本日の審議会を閉会いたします。長い時間、どうもありがとうございました。以上で終わりとしたいと思います。

(※) 閉会后、新世代移動通信システム推進室より以下のとおり回答。

C I A Jからの回答によると、会費収入の減少を少しでも補填する観点から、現金等残高の一部に限り（現在高の半分程度を上限）、預金ではなく、投資に充てることとしたとのこと。

また、以後はこの現金残高（3億円程度）を維持することとし、かつ、投資対象は元本保証が見込まれる公債の購入に限っているとのこと。

こうしたこと及び現金等の期末残高が一定程度確保されていることも踏まえ、今回の特定周波数変更対策業務の実施にあたっての財政的基礎の観点からは、問題ないと判断しております。

なお、今回の特定周波数変更対策業務の実施に当たって国から交付する交付金は投資に充てることはできないものとなっております。